# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

長野市長

### 公表日

令和3年8月2日

[平成31年1月 様式2]

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	母子保健に関する事務						
②事務の概要	母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 ②情報提供ネットワークシステムへの妊娠届データ提供 ③電子申請サービスにより申請(申請内容、個人番号、個人情報)の受理を行うこと						
③システムの名称 健康情報管理システム(母子保健) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーながの電子申請サービス							
2 柱中囲「棒型コッノルタ							

#### 2. 特定個人情報ファイル名

母子保健ファイル 電子申請データ

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項、別表第一 第49項

番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報提供の根拠):26,56の2,87の項 (情報照会の根拠):70の項
	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第19,30,44の各条 (情報提供の根拠):第39条

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健所 健康課
②所属長の役職名	課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 総務部 庶務課 情報管理室 380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先</mark> 保健所 健康課 380-0928 長野市若里6丁目6番1号 電話番号 026-226-9960	
---	--

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	平成29年1月31日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		29年1月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全項	目評価書において、リス	ク対策の詳細が記載	
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く	。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	を除く。) [	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[ ]接網	続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ O ]	内部監査	[ ]外部監		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) サ公に行っている	ている	

## 変更箇所

変更日			変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月10日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要		③電子申請サービスにより申請(申請内容、個 人番号、個人情報)の受理を行うこと	事前	重要な変更
平成29年11月10日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	健康情報管理システム(母子保健) 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サーバー	健康情報管理システム(母子保健) 番号連携 サーバ(団体内統合宛名システム) 中間サー バー ながの電子申請サービス	事前	重要な変更
平成29年11月10日	I 関連情報 2特定個人情報ファイル名	母子保健ファイル	母子保健ファイル 電子申請データ	事前	重要な変更
平成29年4月1日	I 関連情報 5評価実施機関における 担当部署 ②所属長	課長 中澤和彦	課長 竹村 直高	事後	重要な変更には当たらない。 所属長変更。
平成31年2月7日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	課長 竹村 直高	課長	事前	
	Ⅳリスク対策		「Ⅳリスク対策」全文	事前	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシス テムにより情報連携	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事前	